

給実甲第 1 2 7 2 号

令和 2 年 4 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 3 2 6 号の一部改正について（通知）

給実甲第 3 2 6 号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 3 7 条関係 1～11 （略） 12 この条の第 4 項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。 (1)・(2) （略） (3) 人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持） <u>第 2 1</u>	第 3 7 条関係 1～11 （略） 12 この条の第 4 項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。 (1)・(2) （略） (3) 人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持） <u>第 2 1</u>

<p><u>条の2第1項又は第24条の</u> <u>3第1項の規定による勤務し</u> ないことの承認</p> <p>(4)～(25) (略)</p> <p>13～18 (略)</p>	<p><u>条の2第1項の規定による勤</u> 務しないことの承認</p> <p>(4)～(25) (略)</p> <p>13～18 (略)</p>
---	--

以 上